

## 海外へ転出するとき

### 【出国の前に】

1. 第十四中学校からの転出が確定しましたら、早めに学級担任へご連絡ください。
2. 豊中市役所市民課または庄内出張所、新千里出張所で住民異動の届出をしてください。その際、「退学通知書」が作成されますので、お受け取りください。
3. 第十四中学校で転出手続きをします。
  - \* 「退学通知書」を第十四中学校へご提出ください。
  - \* 第十四中学校で「在学証明書」と「教科書給与証明書」を発行します。

### 【海外出国児童生徒用教科書給与について】

海外で学ぶ日本人小学生は、日本国内と同様に教科書を受け取ることができます。

海外出国のための教科書の給付を希望される方は、海外子女教育振興財団で教科書受給申請を行うことで、出国される児童に教科書を配布しています。海外には、現地到着当初に使用する教科書は用意されていませんので受給申請をしてください。給与対象者は海外に1年以上在留予定の児童(永住の場合は対象外)です。

手続き方法は、海外子女教育振興財団のホームページをご覧ください。

## 海外から転入するとき

1. 第十四中学校への転入が確定しましたら、早めに学校へご連絡ください。  
(電話:06-6848-6403)
2. 引越完了後、豊中市役所市民課または庄内出張所、新千里出張所で住民異動の届出をしてください。その際、「編入学通知書」が作成されますので、お受け取りください。
3. 第十四中学校で編入学手続きをします。
  - \* 「編入学通知書」をご持参ください。
  - \* 海外の学校で「在学証明書」、「教科用図書給与証明書」、「指導要録写し」等が交付されている場合は、それらの書類もご持参ください。